

郡山市DX推進アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 将来的な地域課題の自発的な解消や行政及び民間のサービス水準の向上を通じ、地域経済の活性化に寄与することを目的とした本市の高度情報化に関する施策のあり方について、専門的視点から提案、助言等を行う者として郡山市DX推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(職務)

第2条 アドバイザーは、市長の求めに応じ、次に掲げる職務を行う。

- (1) 郡山市におけるICT推進の総合的な計画及び計画を具現化する事務事業のアクションプランの策定に当たっての提案及び助言
- (2) 前号に規定するアクションプランに基づき行った事務事業の評価に当たっての意見
- (3) その他設置の目的を達成するため必要と認める職務

(定数)

第3条 アドバイザーの定数は、3人以内とする。

(委嘱)

第4条 アドバイザーは、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は、2年以内とする。

2 アドバイザーは、再任されることができる。

(庶務)

第6条 アドバイザーに関する庶務は、政策開発部DX戦略課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。